

埼玉県政府調達苦情検討委員会設置要綱（原文縦書）

平成7年12月28日告示第1786号

一部改正 平成20年4月22日告示第587号

一部改正 平成25年3月29日告示第369号

一部改正 平成26年3月7日告示第323号

一部改正 平成26年4月15日告示第602号

一部改正 平成31年2月1日告示第84号

一部改正 令和3年3月23日告示第306号

（目的）

第1条 県の機関及び別表に掲げる地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。）が行う調達であつて、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第1条に規定する2012年3月30日ジュネーブで作成された政府調達に関する協定を改正する議定書によって改正された1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定、経済上の連携に関する日本国と欧州連合との間の協定その他の国際約束の対象となる調達に関する供給者の苦情について、別に定める政府調達に関する苦情の処理手続に基づき、公平かつ独立した立場から検討し、関係調達機関への提案等を行うため、埼玉県政府調達苦情検討委員会（以下「委員会」という。）を置く。

（委員会の構成等）

第2条 委員会は、委員6人以内をもって組織する。

- 2 委員は、人格が高潔で、地方公共団体の入札・契約制度に関し優れた識見を有する者のうちから、知事が委嘱する。
- 3 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 委員の任期が満了したときは、当該委員は、後任者が任命されるまで引き続きその職務を行うものとする。
- 5 委員は、次のいずれかに該当する場合を除いては、在任中、その意に反して罷免されることがない。
 - 一 破産手続開始の決定を受けたとき。
 - 二 禁錮以上の刑に処せられたとき。
 - 三 委員会により、心身の故障のため職務の執行ができないと認められたとき、又は

職務上の義務違反その他委員たるに適しない非行があると認められたとき。

(守秘義務)

第 3 条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。

(委員長)

第 4 条 委員会に、委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 委員長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。

(委員会の開催)

第 5 条 委員会は、委員長が招集する。

2 委員長は、委員会を招集しようとするときは、書面により、会議の日時、場所及び議事をあらかじめ委員に通知するものとする。ただし、緊急のため、やむを得ない場合は、この限りでない。

(会議の議決)

第 6 条 委員会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開き、議決をすることができない。

2 委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(議事録)

第 7 条 委員会においては、議事録を作成する。

(委員会の庶務)

第 8 条 委員会の庶務は、総務部入札審査課が処理する。

(雑則)

第 9 条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会が定める。

附 則

この要綱は、平成 8 年 1 月 1 日から施行する。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 2 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 2 6 年 4 月 1 6 日から施行する。

附 則

この告示は、平成31年2月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

別表（第1条関係）

- 1 公立大学法人埼玉県立大学
- 2 地方独立行政法人埼玉県立病院機構